

事務連絡
令和5年12月25日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人 日本バス協会
理事長 石指 雅 啓

運賃改定の運賃原価・収入算定における補助金収入の取り扱いについて

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針(平成13年12月5日国自旅第116号)」について、別紙のとおり通達が発出されました。つきましては、貴協会におかれましても、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしく願いいたします。

担当:業務部 川鍋

TEL:03-3216-4014